



**新型コロナウイルスの影響により溶接技能者資格の再評価試験の受験ができず、
現有する適格性証明書の有効期限が切れる方への特別措置の件
(再評価試験の受験可能期間の延長、現有適格性証明書の有効期間の延長宣言とその証明)**

謹啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、皆様におかれましても甚大な影響を受けておられますことと、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当協会は4月7日の政府からの緊急事態宣言に応じて、4月13日～5月31日の間、評価試験を全都道府県で全面的に中止させていただきました。

欠席や試験中止により、3年目の再評価(更新)試験を受験可能期間内(有効期限が切れる8か月前～2か月前)に受験できず、適格性証明書の有効期限が切れる方に対し、下記の特別措置を実施しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大も収束しない状況も鑑み、今回の第2報では、現有する適格性証明書の有効期限が2021年4月末～6月末の再評価試験対象者まで拡大いたします。

当協会の適格性証明書の提示をお求めになられる方々ならびに関連企業・団体の皆様におかれましてもご理解とご協力を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

なお、サーベイランス(資格取得後1・2年目の有効期限延長手続き)については書面審査であり、通常どおり実施しておりますことから、今回の特別措置の適用範囲には含めておりません。 謹白

記

1.再評価(更新)試験対象者に対する特別措置の内容

新型コロナウイルスの影響で再評価試験の受験可能期間中に受験できない場合、

- (1) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、再評価試験の受験可能期間を延長いたします。
・合格後に発行する適格性証明書の有効性の発生日は、現行の適格性証明書の有効期限の翌日に遡り、連続させます。
- (2) 適格性証明書の有効期限後6か月までは、その有効期間を延長していることを本紙により宣言し、証明いたします。
・延長のための手続きは不要です(ただし、有効期限を6か月延長した適格性証明書は発行いたしません)。
・延長期間中の適格性証明書の保有や提示をお求めになられる関連企業・団体の皆様におかれては、本紙をその証明書とし、適格性証明書に代えてのお取り扱いを賜りたく、宜しくお願い申し上げます(本紙は各々ご自身でご印刷ください)。

2.特別措置の適用範囲と延長期限

- (1) 第1報では、現有する適格性証明書の有効期限が2020年4月末～2021年3月末の再評価試験対象者に対して、特別措置を実施いたしました。
- (2) 今回の第2報では、現有する適格性証明書の有効期限が2021年4月末～6月末の再評価試験対象者まで対象を拡大いたします。
- (3) 現有する適格性証明書の有効期限が2021年7月末以降の再評価試験対象者に対しては、特別措置を適用する予定はありません。

	特別措置が適用となる再評価試験対象者 (現有する適格性証明書の有効期限)	適格性証明書の有効期間の 延長期限※1	再評価試験の受験可能 期間の延長期限※2
第1報による 対象者	2020年04月末	2020年10月末	
	〃 05月末	〃 11月末	
	〃 06月末	〃 12月末	
	〃 07月末	2021年01月末	
	〃 08月末	〃 02月末	
	〃 09月末	〃 03月末	
	〃 10月末	〃 04月末	
	〃 11月末	〃 05月末	
	〃 12月末	〃 06月末	
	2021年01月末	〃 07月末	
	〃 02月末	〃 08月末	
	〃 03月末	〃 09月末	
第2報により追加 となった対象者	〃 04月末	〃 10月末	
	〃 05月末	〃 11月末	
	〃 06月末	〃 12月末	

※1 延長したことは本紙(各々ご自身でご印刷)により証明するものとし、延長した形での一時的な適格性証明書の発行は控させていただきます。

※2 延長期限までに受験してください。受験申込・調整時には今回の特別措置の対象者であることを受付窓口にお伝えください。ただし、受験者の集中を避けるため、当協会が受験者ごとに受験日を指定いたしますことを予めご了承いただきたくお願い申し上げます。